

事業者登録には3つの要件が必要です！

建築物清掃事業登録基準

必要な機械器具等*1	従事するのに必要な資格等	その他の要件
真空掃除機	清掃作業監督員*2	作業に用いる機械器具その他
床みがき機	従業者研修の実施*3	の維持管理の方法が厚生労働
		省第117号に適合している

- * 1 機械器具等は登録期間中は当該事業登録専用としなければならない。
機械器具等の点検状況を記録する機器管理台帳を備え置く必要があります
- * 2 清掃作業監督者は他の営業所の同監督者及び他の登録業種の有資格者並びにビル管理技術者との兼任はできません。
- * 3 清掃作業を行うすべての従業者は事業主または登録団体が行う年一回一日以上の研修を受けなければなりません。

建築物空気環境測定業登録基準

必要な機械器具等*1	従事するのに必要な資格等	その他の要件
浮遊粉じん量測定器	空気環境測定実施者 *4	空気測定に用いる機械
一酸化炭素検定器		器具その他の維持管理
二酸化炭素検定器		の方法が厚生労働省第
温度計(0.5度目盛)		117号に適合してい
乾湿球湿度計(0.5度目盛)		る
風速計*2		
測定に必要な器具等*3		

- * 1 登録期間中機械器具等は当該事業専用として営業所で占有しなければなりません。
機械器具等の点検状況を記録する機器管理台帳を備え置く必要があります
- * 2 0.2 メーター毎秒時測定ができるもの。
- * 3 測定器固定用の台車等。
- * 4 空気環境測定実施は他の営業所の空気環境測定実施者、他の登録業種の有